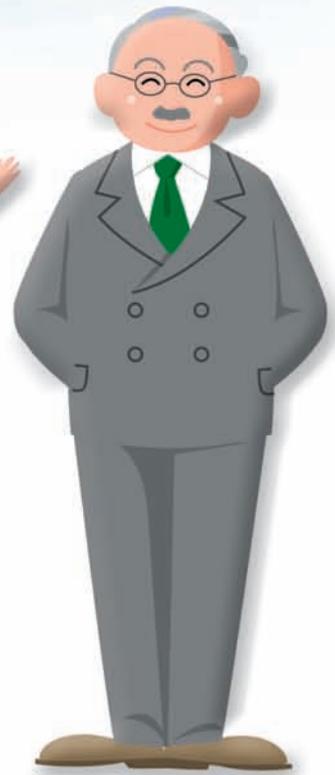


より大きな 安心をのせて

# 生命傷害共済



## 大阪府火災共済協同組合

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17商工中金船場ビル6F

**TEL 06-4708-8720**

**FAX 06-6267-7222**

ホームページ

お申し込み・お問い合わせは  
(代理所)

# 生命傷害共済セット特約

## ■掛金と保障内容 (セット特約Ⅰ型)

掛 金 (円)			死亡・高度障害 (万円)			後遺障害 (万円)		傷害医療 (円)	
年齢区分	年 額	月 額	交通傷害	傷 害	疾 病	交通傷害	傷 害	入院 (1日につき)	
								交通傷害	傷 害
満6才以上 満59才以下	24,000	2,000	1,000	800	400	18~480	12~320	6,000	4,500
満60才以上 満64才以下			800	600	200				

## (セット特約Ⅱ型)

掛 金 (円)			死亡・高度障害 (万円)			後遺障害 (万円)		傷害医療 (円)	
年齢区分	年 額	月 額	交通傷害	傷 害	疾 病	交通傷害	傷 害	入院 (1日につき)	
								交通傷害	傷 害
満6才以上 満59才以下	12,000	1,000	500	400	200	9~240	6~160	3,000	2,250
満60才以上 満64才以下			400	300	100				

## ■加入資格と加入年齢

満6才以上満59才以下の方。(ただし、継続延長の場合に限り、満64才以下の方。)

## ■共済金の支払

### 1. 疾病死亡・高度障害共済金

共済期間内の疾病により、死亡又は高度障害となったとき。

### 2. 傷害死亡・交通傷害死亡・高度障害共済金

共済期間内の傷害又は交通傷害により、事故の日から180日以内に死亡又は高度障害となったとき。

### 3. 後遺障害共済金

共済期間内の傷害又は交通傷害により、事故の日から180日以内に後遺障害となったとき。

### 4. 医療共済金

共済期間内の傷害又は交通傷害により、事故の日から90日以内に医師の入院治療を受け、その入院日数が5日以上となったとき。  
給付する期間は同一事故について、入院日数120日を限度とします。

## ■掛金と保障内容 (セット特約Ⅲ)

掛 金 (円)			死亡・高度障害 (万円)			後遺障害 (万円)	傷害医療 (円)	
年齢区分	年 額	月 額	交通傷害	傷 害	疾 病	傷 害	入 院 (1日につき)	通 院 (1日につき)
満6才以上 満69才以下	24,000	2,000	500	300	100	12~300	8,000	4,000

## ■加入資格と加入年齢

満6才以上満64才以下の方。(ただし、継続延長の場合に限り、満69才以下の方。)

## ■共済金の支払

### 1. 疾病死亡・高度障害共済金

共済期間内の疾病により、死亡又は高度障害となったとき。

### 2. 傷害死亡・交通傷害死亡・高度障害共済金

共済期間内の傷害又は交通傷害により、事故の日から180日以内に死亡又は高度障害となったとき。

### 3. 後遺障害共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に後遺障害となったとき。

### 4. 医療共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の入院、通院治療を受けたとき。  
給付する期間は同一事故について、事故の日から1年以内に入院、通院した実日数とします。

# 生命傷害共済

## ■掛金と保障内容

共済金額 (万円)	掛 金 (円)			死亡・高度障害 (万円)			後遺障害		傷害医療 (円)	
	年齢区分	年 額	月 額	災 害	傷 害	疾 病	災 害	傷 害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
500	年齢区分なし	54,000	4,800	1,500	1,000	500	身体の障害 に応じ、 共済金額の 6~200%	身体の障害 に応じ、 共済金額の 3~100%	3,000	1,500
400	満34才以下 満35才以上	38,000	3,550	1,200	800	400			3,000	1,500
		42,300	3,800						3,000	1,500
300	満34才以下 満35才以上	26,800	2,550	900	600	300			3,000	1,500
200	満34才以下 満35才以上	16,800	1,500	600	400	200			2,400	1,200
		19,200	1,700				2,400	1,200		
100	満34才以下 満35才以上	8,400	750	300	200	100	1,200	600		
		9,600	850				1,200	600		

# 生命傷害共済新特約

## ■掛金と保障内容

### A特約

共済金額 (万円)	掛 金 (円)		死亡・高度障害 (万円)		後遺障害 (万円)	傷害医療 (円)	
	年齢区分	年 額	月 額	傷 害	疾 病	傷 害	入院 (1日につき)
300	満6才以上 満59才以下	18,000	1,500	600	300	9~300	4,500
200		12,000	1,000	400	200	6~200	3,000
100		6,000	500	200	100	3~100	1,500

### B特約 (乗換)

共済金額 (万円)	掛 金 (円)		死亡・高度障害 (万円)		後遺障害 (万円)	傷害医療 (円)	
	年齢区分	年 額	月 額	傷 害	疾 病	傷 害	入院 (1日につき)
300	満60才以上	27,000	2,250	600	300	9~300	4,500
200	満64才以下	18,000	1,500	400	200	6~200	3,000
100	満60才以上満69才以下	9,000	750	200	100	3~100	1,500

※A特約の継続延長に限り、B特約 (乗換) に移行

### B特約

共済金額 (万円)	掛 金 (円)		死亡・高度障害 (万円)		後遺障害 (万円)	傷害医療 (円)	
	年齢区分	年 額	月 額	傷 害	疾 病	傷 害	入院 (1日につき)
300	満6才以上	23,400	1,950	600	300	9~300	4,500
200	満64才以下	15,600	1,300	400	200	6~200	3,000
100	満6才以上満69才以下	7,800	650	200	100	3~100	1,500

### ■加入年齢

満6才以上満59才以下の方。(ただし、継続延長の場合に限り、満69才以下の方。)

### ■共済金の支払

#### 1. 疾病死亡・高度障害共済金

共済期間内の疾病により、死亡又は高度障害となったとき。

#### 2. 傷害死亡・高度障害共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に死亡又は高度障害となったとき。

#### 3. 後遺障害共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に後遺障害となったとき。

#### 4. 医療共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の入院治療を受け、その入院日数が5日以上となったとき。給付する期間は同一事故について、入院日数120日を限度とします。

### ■年令別共済金額引受限度基準

年 令	A特約	B特約 (乗換)	B特約
満 6 才以上満59才以下	300万円	—	300万円
満60才以上満64才以下	—	A特約継続延長の場合のみ300万円	継続延長の場合のみ300万円
満65才以上満69才以下	—	A特約継続延長の場合のみ100万円	継続延長の場合のみ100万円

### ■加入年齢

満6才以上満64才以下の方。(ただし、満60才以上満64才以下の方の新規限度額は200万円とします。)

### ■共済金の支払

#### 1. 疾病死亡・高度障害共済金

共済期間内の疾病により、死亡又は高度障害となったとき。

#### 2. 傷害死亡・災害死亡・高度障害共済金

共済期間内の傷害又は災害により、事故の日から180日以内に死亡又は高度障害となったとき。

#### 3. 後遺障害共済金

共済期間内の傷害又は災害により、事故の日から180日以内に後遺障害となったとき。

#### 4. 医療共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が1週間以上となったとき。給付する期間は同一事故について、事故の日から1年を限度とします。

### ■年令別共済金額引受限度基準

満 6 才以上満59才以下	500万円
満60才以上満64才以下	新規の場合200万円 継続延長の場合500万円
満65才以上満69才以下	継続延長の場合のみ100万円
満70才以上満74才以下	継続延長の場合のみ 30万円



## ■掛金と保障内容

共済金額 (万円)	掛 金 (円)		死亡・高度障害 (万円)		後遺障害		傷害医療 (円)	
	年 額	月 額	災 害	傷 害	災 害	傷 害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
500	16,800	1,500	1,000	500	身体の障害 に応じ、 共済金額の 6~200%	身体の障害 に応じ、 共済金額の 3~100%	3,000	1,500
400	13,600	1,220	800	400			3,000	1,500
300	10,400	930	600	300			3,000	1,500
200	7,200	640	400	200			2,400	1,200
100	3,600	320	200	100			1,200	600

### ■加入年齢

満6才以上満79才以下の方。

### ■共済金の支払

#### 1. 傷害死亡・災害死亡・高度障害共済金

共済期間内の傷害又は災害により、事故の日から180日以内に死亡又は高度障害となったとき。

#### 2. 後遺障害共済金

共済期間内の傷害又は災害により、事故の日から180日以内に後遺障害となったとき。

#### 3. 医療共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が1週間以上となったとき。  
給付する期間は同一事故について、事故の日から1年を限度とします。

## ■掛金と保障内容

年齢区分	掛 金 (円)		死亡・高度障害 (万円)		後遺障害 (万円)	傷害医療 (円)	
	年 額	月 額	交通傷害	傷 害	傷 害	入 院 (1日につき)	通 院 (1日につき)
満6才以上 満79才以下	24,000	2,000	2,500	2,000	20~2,000	4,000	2,000

### ■加入年齢

満6才以上満79才以下の方。

### ■共済金の支払

#### 1. 傷害死亡・交通傷害死亡・高度障害共済金

共済期間内の傷害又は交通傷害により、事故の日から180日以内に死亡又は高度障害となったとき。

#### 2. 後遺障害共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に後遺障害となったとき。

#### 3. 医療共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の入院、通院治療を受けたとき。  
給付する期間は同一事故について、事故の日から1年以内に入院、通院した実日数とします。

## 各種共済 共通事項

### 加入資格

加入日現在において健康で正常に就業し、または日常生活を営んでいる方。

### 共済期間

共済掛金が払い込まれた日の翌月1日の午前零時から1年間です。  
共済期間の終期の2週間前までに申し出がない限り、更新継続とします。

### 共済掛金

共済掛金は、掛け捨てです。

### 共済金受取人

共済金の受取人は、共済契約者とします。  
ただし、共済契約者が死亡した場合は、法定相続人とします。

### 〈共済金をお支払いできない主な場合〉

自殺(ただし、共済期間開始日から1年経過後の死亡の場合は、疾病死亡共済金をお支払いします。)/共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意/犯罪行為または闘争行為/刑の執行/精神障害または泥酔状態の間に生じた事故/妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置/薬物依存による事故/法令に定められた運転資格を持たないで、または停止期間、泥酔及び麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により運転中に生じた事故/地震、噴火または津波/戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動/核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故/原因のいかんを問わず、むこうち症、腰痛等で医学的  
他覚所見のないもの

上記以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので、「約款」をご覧ください。  
ご契約に際しましては、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をよくお読みください。  
※このパンフレットは生命傷害共済の概要を説明したものです。